

韓国・朝鮮文化財返還問題連絡会議年報2020

The Liaison Committee on Lost Korean Cultural Properties in Japan 한국/조선 문화재 반환문제 연락회의

編集・発行：韓国・朝鮮文化財返還問題連絡会議 2020年6月1日 No.9

〒102-0073 東京都千代田区九段北4-1-31-401 ☎03-3237-0217 Fax03-3237-0287 頒価＝300円(送料100円)

E-mail : kultural_property@yahoo.co.jp <http://www.asahi-net.or.jp/~vi6k-mrmt/culture/korea/index.html>

郵便振替：00140-9-607811「韓国・朝鮮文化財返還問題連絡会議」(年会費=個人2000円・団体5000円・賛助会費=10,000円)

【2019-20年の動きと今年の課題】

コロナの時代の文化財返還問題：人類史の中で考え、対話と共同作業を大切に 分断・対立でなく、共感と連帯を育むよう知見と文化財の活用を

昨年末中国・武漢に発生した新型コロナ・ウィルス (COVID-19) が西へ西へと拡大して、ピークが欧州から米国に移り、いよいよ地球を一周して日本に到達していますが、台湾・韓国は早々と制圧にほぼ成功したようです。

日本では最終的に誰が責任を持っているのかもはっきりしないまま、「一丸となってコロナに勝ち、来年に延期された東京オリンピックに臨もう」と法律も改正して、緊急事態がアピールされています。世界的に見ても PCR 検査の数が圧倒的に少なく、科学的な根拠に乏しいまま、感染者はおそらく 10 倍くらいいると推定されるものの、「大本営発表」ではかなり低い数字が毎日報じられています。

政府は、いつものように責任を認めることを避け、補償を極力回避し、自治体やメディアの批判を受けながら、後手後手の対応です。「戦争」を叫びながら、75 年前の反省と教訓が生かされていないことを改めて痛感します。

閉鎖された文化施設、職を奪われた芸術家たち

コロナとの闘いは、早急に収束するとは思えず、今後南半球の途上国でさらに拡大して、悲惨な状態が広がると予想されています。

国境が閉ざされ、交通や移動が著しく制限され、社会統制が強化され、ストレスが蓄積される一方、人種や職業による差別や排外的な傾向も目立ち、社会不安が増大しています。医療だけでなく、リーマン・ショックをはるかに超える経済の崩壊が進み、教育現場も混乱を重ねています。各地の博物館・美術館・劇場・映画館などの文化施設は閉鎖され、アーティストたちも生活の危機に瀕しています。

「国難」で、文化財に関する論議は「不要不急」か？

「国難」が叫ばれ、生き延びることが最優先される社会で、文化財の価値や返還の議論をすることは、リアリティーに欠け、「不要不急」の論議と言われかねません。未曾有の不況と不安の中で、改めて文化財、とりわけその返還問題について議論することの意味を再確認しておく必要があります。

現在日本社会で観光・サービス部門が外国人観光客が来日できなくなり、壊滅的な打撃を受けていますが、以前から私たちが注目してきた対馬は 1 年早く

インバウンド激減による壊滅的な打撃を体験していました。日韓関係の悪化という政治的な理由で、韓国からの観光客が皆無に近くなり、定期船の運行も止まり、観光産業は瀕死の状態に直面していました。こちらの人災は、双方の政治が賢明に機能すれば制御できたはずでしたが、過去 1 年半何の改善もありませんでした。

コロナはもっと範囲の広い、地球的な未知の災害で、科学的にも制御ができない爆発状態です。ペスト、コレラ、天然痘、スペイン風邪、エボラ出血熱、SARS、MARS を体験して多くの犠牲を払いながら克服してきた人類ですが、やむをえない措置として今回国境の壁が引き上げられてしまったことが、懸念されます。対策として遮断が有効ということで、世界と社会の分断や対立が深まる可能性があります。

大田高裁での対馬仏像返還訴訟の行方

ちょうどこの時期 4 月 28 日に、対馬で盗難被害にあった仏像の引き渡しをめぐる訴訟の審理が韓国の大田高等裁判所で再開されました。判決も近く出されるものと予想されますが、原告(浮石寺)・被告(大韓民国)どちらが勝訴しても、大法院(最高裁)に上告して、さらに争われることは必至とみられます。対立・抗争が続くこととなります。私たちは盗難品の早期返還を繰り返し訴えてきましたが、対立をあおるものではありません。

危機の時代に人びとが残した知見や表現の共同研究を

対立・分断でなく、日本・韓国・朝鮮の市民の共感や連帯を導き、育む作業が大切です。当面直接顔を合わせた交流はできませんが、インターネットを通して情報交換も意見交換もできます。守るべき文化財、共同研究すべき文化財について、可視化して共有することが可能です。例えば、疫病が蔓延した時代に東アジアの人びとは、各地でどのような表現を遺し、祈ったのかを文化財をとらえて探り、学ぶような共同の調査研究プロジェクトを行うことを提言します。

過去から学び、その経験や知恵を現在に生かす積極的な努力がなければ、文化財をめぐる論議は、目の前の危機への対応に追われて、かすんでしまうことが危惧されます。国の壁を越えて、21 世紀の技術を活用して、グローバルな連帯につながる論議が今求められていると感じます。(有光 健)

フランスの文化財返還レポートから 1 年

森本 和男

はじめに

フランスのマクロン大統領が 2017 年 11 月に西アフリカのブルキナファソでアフリカ遺産の返還を声明し、そして返還について専門家に諮問した答申が、2018 年 11 月 23 日に『アフリカ文化遺産の返還 新しい倫理関係に向けて (Rapport sur la restitution du patrimoine culturel africain. Vers une nouvelle éthique relationnelle / The Restitution of African Cultural Heritage. Toward a New Relational Ethics)』という題名のレポートで (以下、返還レポートと称する) 公表された。

20 世紀後半から旧植民地が次々に独立し、植民地時代に持ち去られた文化財の返還を旧宗主国に要求しても、旧宗主国側はつねに冷たい反応しかしめなかった。しかしマクロン大統領の声明は、帝国主義列強の一つだったフランスが、これまでの姿勢を 180 度あらため、文化財返還を、わざわざかつての植民地で宣言したのである。大統領に提出された返還レポートは、返還に向けて具体的指針をしめしていた。文化財返還に関するマクロン大統領の声明と返還レポートは、世界中の文化財を収蔵・展示するヨーロッパ、とくに植民地時代に膨大な文化財を取得した大博物館に衝撃をあたえ、大きな議論を巻き起こした。

返還レポートが公表されてから 1 年以上経過した。実際に、フランスから文化財の返還は、ほとんど進んでいないが、フランスおよびヨーロッパ各国の最近の動向を伝えたい。

フランス

フランスの返還レポートは、歴史学者のベネディクト・サヴォワ (Bénédict Savoy) と経済学者フェルウィン・サル (Felwine Sarr) によって執筆された。2018 年 11 月 23 日に返還レポートが提出・公表されると、マクロン大統領はサルとサヴォワの 2 人に会見してから、ベナンへ 26 点の文化財を返還するように指示し、さらに翌年 4 月にパリで文化財返還に関するヨーロッパ-アフリカ会議を開催することを提案した。

返還レポートは内外で大きな話題となったが、肝心の文化財返還については、その後具体的進展はほとんどなかった。またマクロンの提案した国際会議は、開催されなかった。2019 年 7 月 4 日にパリのアカデミー・フランセーズで、アフリカとの文化的連携をテーマにした控えめなシンポジウムが開催され、ヨーロッパやアフリカから考古学者、人類学者、歴史学者、芸芸員、文化省の代表など約 200 人が参加した。サルとサヴォワは文化相から招聘演説を依頼されていたのだが、姿を見せなかった。このシンポジウムでは、返還レポートが忘れられたかのようにだったと報じられた。

返還される 26 点の文化財を収蔵・展示するため、ベナンのアボメイに新しい博物館が建設されることになった。フランスから 2,000 万ユーロ (約 24 億円) の援助で建造され、2021 年に開館予定である。アボメイは約 300 年にわたって栄えたダホメ王国 (17 世紀

初頭~1894 年) の首都で、フランス軍が 1890~94 年に侵略した。フランスはダホメ王国から約 5,000 点の文化財を持ち出し、そのほとんどが現在パリのケ・ブランリ美術館に収蔵されている。



仏首相からサーベルを受け取るセネガル大統領
(Face2Face Africa, 2019/11/18)

11 月 17 日にフランスはセネガルに、オマール・サイドウ・タル (Omar Saidou Tall) のサーベルを手渡した。オマール・タルは、短命に終わったトコウルー帝国 (Toucouleur empire, 1861~90 年) の創設者だった。サーベルは、タルの息子からフランス人が 1893 年に押収した。パリの軍事博物館のコレクションであるが、2018 年 12 月に首都ダカールで開館した黒人文明博物館に数ヶ月にわたって貸与・展示されている。サーベルは完全に返還されたのではなく、5 年間の貸与である。というのは、フランスの法律では国のコレクションは譲渡不可になっていて、法律を変えない限り、文化財返還は法的に実行できないからである。返還レポートでも法律の改定が提案されたが、まだ実現していない。

12 月 16 日にフランス文化相がベナンを訪問し、王座をふくむ 26 点の文化財を 2021 年までに返還すると約束した。

フランスのナントで開かれたアフリカ文化財のオークションで、抗議によってダホメ王国由来の文化財 27 点が出品から外され、美術商たちが購入して 2020 年 1 月 17 日にベナンへ返還された。返還された文化財は、1890 年の軍事遠征に参加した人物と、伝道を行なった神父のコレクションだった。

政府による返還事業はなかなか進まないが、個人レベルでの小規模な返還が実現している。

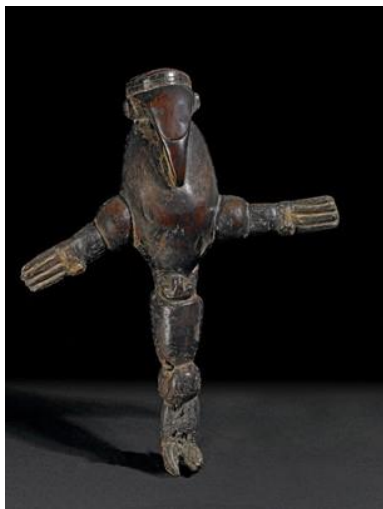
イギリス

イギリスには、世界各地の旧植民地から取得した膨大な文化財がある。マクロン大統領の声明と返還レポートは、返還を要求する旧植民地側に勢いをあたえ、イギリスのとくに大博物館に対して返還の圧力が高まった。しかし大英博物館、ヴィクトリア・アンド・アルバート博物館、ピット・リバー博物館では返還に向けた動きはまったくなく、収蔵品の由来を精査してラベルを書き換えるとしている。その一方で、昨年、小さい博物館から少数の文化財返還が相次いだ。

2019 年 7 月 15 日にエジプト人女性作家のアーダフ・ソーイフ (Ahdaf Soueif) が、大英博物館評議員会からの辞任を表明した。彼女は 2012 年から評議員だ

ったが、イギリス石油会社からの資金援助、派遣会社倒産で解雇されたスタッフ再雇用に無関心、植民地の文化財問題を語ろうとしない旨を指摘して、大英博物館の道義的責任を問題視した。エジプト出身の作家が、返還レポート公表後に加熱する文化財論議について、沈黙する大英博物館に対して、抗議の意思をあらわしたのである。

8月初旬にカリブ海にあるジャマイカ政府が、雨神像と鳥人像の返還を大英博物館に要求した。ともに木製の神像で雨神像は高さ 104 センチメートル、鳥人像は高さ 89 センチメートル、先住民族のタイノ人によって制作され、1792 年に山頂付近の洞窟から発見された。大英博物館のデータベースによると取得経路は不明である。ジャマイカの文化相オリビア・グランゲ (Olivia Grange) によると、現在これらの神像は展示されていない。博物館にあるタイノの文化財は、美術商ウィリアム・オールドマン (William Oldman) の個人コレクションにふくまれていたが、第 2 次大戦後、美術商の死亡とともにコレクションは売れに出されたという。大英博物館への文化財返還要求が、また一つ増えたことになる。



Carved figure of bird-man spirit
(the British Museum, Collection online, No. Am1977,Q.2)

10 月 4 日にマンチェスター博物館がオーストラリアの 4 つの先住民族に 43 点の神聖な文化財を返還すると声明した。返還される文化財には、石製や木製の精霊像、クラブスチックと呼ばれる儀式用楽器、伝統的服飾品などがふくまれている。そしてこの返還は、2020 年のキャプテン・クック (ジェームズ・クック) のオーストラリア初航海 250 周年記念プロジェクトの一つだという。

その前週に在ニュージーランドイギリス高等弁務官のラウラ・クラーク (Laura Clarke) は、クックとマオリとの初会合で 9 人の先住民族が死亡したことに、「遺憾」と地元の人たちに表明した。だが、謝罪までにはいたらなかった。返還プロジェクトを進めるアボリジニ・トレス海峡諸島民オーストラリア研究所 (AIATSIS, The Australian Institute of Aboriginal and Torres Strait Islander Studies) は、クックの到来をアボリジニ「文化遺産の海外持ち出し」のはじまりだと述べ、世界中の 220 の機関に 100,000 点以上あり、そのほとんどがアメリカ、イギリス、ヨーロッパの他

の国々の博物館の地下室で、ほこりに埋まっていると述べている。

マンチェスター博物館館長のエス・ワード (Esme Ward) は、「AIATSIS との文化理解の促進、相互の学習、未来への新しい関係の構築ほど重要で時宜をえたものはない。他の博物館との協力をもとめたい、」と語った。またオックスフォード大学ピット・リバー博物館の考古学芸員ダン・ヒックス教授 (Dan Hicks) は、「イギリス植民地博物館が 2 つの点で前進した。第 1 は返還の過程が人間の遺骸から先祖の物質文化へと拡大されたこと。第 2 は返還が明らかに無条件なことである。」「イギリスの国立でない、地方や大学の博物館が、文化の回復に重要な役割をはたしている」と返還を評価した。マンチェスター博物館は、儀式用の聖なる文化財を返還したイギリスで最初の機関となった。

11 月にエディンバラ大学がスリランカの先住民族ヴェッダ人に、9 個の頭骨を返還した。頭骨は 200 年以上前のものとされた。大学の解剖学コレクションの一部で、少なくとも 1 世紀以上前に取得された。

同じく 11 月にケンブリッジ大学のイエス大学 (Jesus College) が、ベニン青銅器をナイジェリアへ返還することにした。オクトー (Okukor) の名前で見られる雄鶏像は、ベニンで犠牲となった動物とされる。雄鶏像は 1897 年のイギリス軍懲罰遠征の時に略奪され、学生の父親であったジョージ・ネビル大尉 (Captain George Neville) が 1905 年に大学に寄贈した。大学では勝利の象徴として展示された。



イエス大学の雄鶏像オクトー (Okukor)
(Jesus College Cambridge)

大学の食堂に展示されていたが、2016 年に学生組合が返還を要求してから、展示されずに保管されていた。そして大学内に設置された奴隷制遺産ワーキング・パーティー (Legacy of Slavery Working Party) が返還を勧告したのである。ケンブリッジで学生たちが雄鶏像の返還を要求した同じ頃、オックスフォード大学では、アフリカ植民地化を進めたセシル・ロード (Cecil Rhodes) の銅像撤去運動が起きた。結局ベニン青銅器は撤去されたが、セシル・ロード像は撤去されなかった。

ナイジェリアからたび重ねて返還要求の出ているベニン青銅器をめぐる、所蔵する欧米の博物館を主体にして構成されたベニン対話グループ (the Benin

Dialogue Group) は、輪番して文化財を貸与し、現地の博物館で展示するという解決策を2018年10月にしめた。ケンブリッジによる雄鶏像の返還は貸与ではないので、ベニン青銅器の将来に、新たな展開をもたらすかもしれない。

11月末にイングランドのナショナル・トラストは、マオリの歴史的彫刻で装飾されたハインミヒ集会所 (Hinemihi meeting house) を、ニュージーランドへ返還することにした。この家屋は、1889～92年にニュージーランド総督だったウィリアム・ヒラー (William Hillier、第4代オンズロー伯爵) によって持ち出され、イングランド南西部にある彼の先祖伝来の邸宅克蘭ドン・パーク・ハウスに設置された。克蘭ドン・パークは1956年にナショナル・トラストに寄贈された。2年前にニュージーランドから返還要求が公式に出され、歴史的彫刻と現代彫刻とを交換することで返還の合意に達した。マオリにとって集会所は、儀式、結婚式、葬式など重要な儀式を催行する精神的儀礼の場だった。



ハインミヒ集会所
(National Trust, Clandon Park)

1897年のイギリス軍によるベニン懲罰遠征に参加していた軍人の孫マーク・ワーカー (Mark Walker) が、相続した祖父の遺産から略奪されたベニン文化財2点を、2014年にナイジェリアのベニン王家に返還した。続いて2019年12月に、略奪品と思われる儀式用木製櫓を、3年以内に返還するという条件を付して、オックスフォード大学ピット・リバー博物館に寄託した。

フランスで返還レポートが公表されて以来、イギリスでも植民地時代に取得した文化財をめぐる議論が活発化した。しかし、大英博物館、ヴィクトリア・アンド・アルバート博物館などの大博物館は、議論を避けるかのように沈黙を保っている。その一方で、小博物館や個人のレベルで文化財の返還が次々と実行されているのである。

ドイツ、ベルギー、オランダ

ドイツでは16州の文化相が文化財返還を進める声明が、2019年3月13日に出された。そして5月に、ナミビアの海岸からドイツへ持ち出された航海用の石製十字架を、ナミビアへ返還した。この石標は高さ3.5メートル、重さ1.1トンあり、1486年にポルトガルの探検家が設置して、植民地時代の1893年にドイツ海軍の指揮官が持ち出した。2006年からベルリンのドイツ歴史博物館に常設展示されていた。ナミビア

は2017年に返還を要求していた。石製十字架の返還は、アフリカの旧植民地へ、文化財や人間の遺骸を返すというドイツの誓約をしめす具体的な第1歩と評された。しかしその後、文化財の返還は続いていない。



ドイツからナミビアへ返還された航海用石製十字架
(ArtDaily, 2019/05/18)

7月にドイツ博物館協会 (Deutscher Museumsbund) から『植民地的状況で得られた文化財の取扱いガイドライン (Leitfaden zum Umgang mit Sammlungsgut aus kolonialen Kontexten / Guidelines on how to Care of Collections from Colonial Contexts)』の第2版が刊行された

(<https://www.museumsbund.de/publikationen/guidelines-on-dealing-with-collections-from-colonial-contexts-2/>)。

このガイドラインは2018年5月に初版が刊行されたのだが、第2版は初版を基礎にして、初版刊行後の動向や、アラスカ、ニュージーランド、ナミビア、オーストラリア、サモアなどからの論文が付け加えられ、非ヨーロッパの視点が強調された。博物館協会によると、法的側面の検討、実践的事例を加えた第3版も計画中としている。

ベルギーは西アフリカのコンゴ民主共和国の旧宗主国である。2018年12月に改装オープンしたアフリカ博物館が最も顕著な植民地博物館で、コンゴから持ち出された文化財を多数収蔵している。しかし返還論議はほとんど進んでいない。わずかな動きとして、2019年3月に学術政策相ダビッド・クラリンバル (David Clarinval) の提案で、文化財返還に関して、ベルギーの施設にある大量の文化財の由来を調査する学際委員会が設置されたことがあげられる。

12月にニュージーランドとコンゴから文化財の返還要求が出された。ニュージーランドは先住民マオリの遺骸、コンゴは植民地時代の混合人種の住民文書を要求し、両者はブリュッセルのチンクエテナリー公園にある美術歴史博物館に収蔵されている。返還されるかどうか不明である。

オランダでは、2019年3月に世界文化博物館 (NMVW、

the Nationaal Museum van Wereldculturen) が、文化財返還に関する規定を旧植民地向けに発表し、アムステルダム国立美術館 (Rijksmuseum) も同調した。けれども両博物館から旧植民地国へ文化財返還は、まだ実現していない。

6月にアムステルダム市議会で奴隷交易に謝罪することが決議された。2020年7月1日のケチ・コチ (Keti Koti、「鎖が切られた」) 奴隷解放記念日に、公式謝罪が予定されている。オランダの植民地だった南米のスリナムとカリブ海のオランダ領アンティルで、1863年7月1日に奴隷制が廃止されてから、7月1日が奴隷解放記念日となった。1621年に設立されたオランダ西インド会社はスリナムなどへ60万人以上のアフリカ人を輸送し、砂糖やコーヒーのプランテーションに従事させた。アムステルダムの30人の有力商人たちは、17世紀に奴隷交易で巨富を築き、都市の発展に寄与して、オランダは「黄金時代」を迎えた。

9月になると、奴隷交易で栄えた「黄金時代」という用語を見直す動きが、美術館や博物館で広まった。9月12日にアムステルダム博物館は17世紀を「黄金時代」の用語で引用しない、使用しないと声明した。17世紀学芸員のトム・モレン (Tom van der Molen) は「用語にともなう繁栄、平和、富裕、無邪気などの肯定的側面は、この時期の歴史的現実をとらえていない、、、この用語は、貧困、戦争、強制労働、人身売買など17世紀の多数の暗い側面を無視している」と語った。アムステルダムにあるエルミタージュ美術館分館には、アムステルダム博物館とアムステルダム国立美術館提供の常設ポートレート・ギャラリーがあり、従来「黄金時代 (the Golden Age)」と名付けられていたが、「17世紀 (the 17th Century)」に変えられた。



Portrait Gallery of the 17th Century
(Hermitage Amsterdam)

ポートレート・ギャラリーの展示に関与していた学芸員のトム・モレンは、ギャラリーの広告ポスターに上書きされた落書きを見て驚いたという。「黄金」の文字は「盗まれた (STOLEN)」に書き換えられ、そして顔の部分は消されて「血 (BLOODY)」と記されていた。17世紀の富裕な体制を代表するリッチな男女と感覚を共有できない、奴隷として交易され抑圧された先祖をもつ有色系の人たちと、彼は議論し、時代の新しい見解、解釈、物語を認識したという。黄金時代に対して根強い反発があり、もはや時代を表現する用語として使用できないと感じたのである。

博物館の声明に、すぐさま広く非難がよせられた。首相のマルク・ルッテは「ナンセンス」と言って切り

捨て、野党キリスト教民主アピール党の国会議員ミチエル・ログは博物館の決定を「馬鹿げた言葉」と語った。

しかしながらオランダの博物館界の流れの変化は顕著で、多数の学芸員や研究者たちが、植民地的慣習を克服しなければならないと述べている。エルミタージュ美術館分館の「オランダ巨匠再考」展の学芸員ヨルゲン・フONG (Jorgen Tjon A. Fong) は、「黄金時代を語るのなら、どんな話を知っているだろうかと人々は思うでしょう。我々が話すのを忘れていたのは、それが社会のほんのわずか1パーセントにすぎないということだ。オランダの人たちは貧困に打ちのめされ、内戦があり、トップには奴隷制があった。今日オランダにいる人たちは、その1パーセントの子孫ではない。彼らは99パーセントの子孫なのだ」「より中立的な17世紀という用語によって、新しい話、新しい展開へと踏み出すことができる」と語っている。



落書きされた Portrait Gallery of the Golden Age のポスター
(Tom van der Molen, 'The Problem of 'the Golden Age'', CODART, November, 2019)

アムステルダム市による奴隷交易への謝罪、博物館・美術館での「黄金時代」の用語削除は、オランダにおける脱植民地化の動きを象徴しているといえるだろう。

2020年1月にオランダ政府はインドネシアへ1,500点の文化財を返還した。この物件は、財政難のため2013年に閉館されたデルフトのヌサンタラ博物館

(the Nusantara Museum) に収蔵されていた。同博物館はインドネシア由来の美術品をおもな対象にしていた。2016年11月に両国は返還に合意し、オランダは当初12,000点の返還を提案した。しかしインドネシア文化省は1,500点だけ受け入れることにした。古代武器や陶器、紀元前5,000年のものから1940年代のものまで、幅広い多種類にわたる文化財がふくまれていた。

おわりに

奴隷制・奴隷交易そして植民地主義が「人道に対す

る罪」として言及されるようになったのは、今世紀になってからである。人道に対する罪とは、第2次世界大戦でナチス・ドイツの戦争犯罪を裁くためにニュルンベルク裁判で規定された概念であるが、その後戦争に限らず、平時でもジェノサイド、アパルトヘイトなどにも適用されるようになった。また人道に対する罪に対して時効を適用しない条約も発効して、犯罪として永久に罰せられることにもなった。

2001年に南アフリカのダーバンで開催された国連主催の「反人種主義世界会議」（通称ダーバン会議）で採択された宣言のなかで、奴隷制度と大西洋横断奴隷取引が、人類史上恐るべき悲劇であり、人道に対する罪、さらには人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容の主要な源泉および表現になっている。アフリカ人とアフリカ系人民、アジア人とアジア系人民および先住民は植民地主義の犠牲者である。アフリカ系人民が数世紀にわたって人種主義、人種差別および隷属の犠牲者となり、したがって文化と自己のアイデンティティーを有する権利、宗教・生活・伝統を保持育成する権利、そして自己の伝統的知識および文化芸術遺産を保護する権利が承認されるべきであると述べられた。先住民族についても同様の権利が認められた。

奴隷制や植民地主義の罪悪・弊害を追及する動きは、既存の文化財・モニュメントの観方、文化的価値判断にも影響をおよぼしている。

奴隷制でえられた富の一端は、オランダ・アムステルダムで展示されている17世紀のポートレートによ

って表現されているといえるだろう。きらびやかなオートレートは、奴隷所有者たちの権勢や富裕を誇示するものであり、同時に奴隷制を維持し繁栄したオランダ国家の象徴でもあった。17世紀は富裕層にとって栄華をきわめた黄金時代であろうが、奴隷となったアフリカ系の人たちにとっては苦しみで満ちた暗黒時代だった。アフリカ系の人たちの犠牲によってもたらされた国家的繁栄を、黄金という用語で、もはや一面的に表示できないという社会認識が形成されている。

その一方で植民地戦争の戦利品として、あるいは植民地統治強化のため、植民地から宗主国へ、大量に持ち出された文化財が文化的損失として問題視されている。

フランスの返還レポートの冒頭で、アフリカのサハラ以南では文化遺産の90パーセントがアフリカ外部で所蔵され、現地にほとんど残っていない。人口の60パーセントが20歳以下という大陸で、かつて発達した自分たちの文化、創造性、精神性に、若い人たちが触れることができないと指摘している。文化的貧窮な状況におちいったのは、植民地時代に文化財が持ち出されたからであり、文化財の返還によって新しい倫理関係を構築することに意義があると、返還レポートの著者たちは提案している。

奴隷制や奴隷交易でえられた権勢や富裕を誇示する文化財・モニュメントと、反対に富の犠牲となった植民地の文化財について、表裏一体となって文化価値の再認識が進んでいるのである。

【報告】【公開シンポジウム】世界史の中の文化財返還問題を考える

—2018 仏政府報告書と対馬仏像返還問題を中心に—

2019年6月15日大阪経済法科大学・東京麻布台セミナーハウスで標題の公開シンポジウムを開催しました。アフリカ旧植民地への文化財返還を打ち出した2018年のフランス政府の報告を踏まえ、その後の各国の動き、日韓で懸案になっている対馬仏像返還問題などについて識者による報告・意見交換を行いました。以下、概略の報告です。（文責・編集部）

第Ⅰ部「2018 仏政府報告書についての考察」

第Ⅰ部では「2018 仏政府報告書についての考察—フランスのアフリカ文化財返還政策の意義と課題—」と題して森本和男大阪経済法科大学アジア太平洋研究センター客員研究員が報告。年報2019で紹介したマクロン仏大統領主導のフランスのアフリカ旧植民地への文化財返還政策の経緯と意図を分析し、植民地主義は非人道的だった、植民地主義を清算するという脱植民地主義(decolonization)が世界的流れで、かつてのヨーロッパ列強諸国は植民地時代に起きた虐殺に謝罪したり、略奪された文化財の返還を進めているが、日本では過去の帝国主義や軍国主義を礼賛、植民地支配を正当化する動きが強く、脱植民地主義の歴史的潮流と真逆の方向に向っていると警告した。

(*参照 <http://www.asahi-net.or.jp/~vi6k-mrmt/culture/korea/index.html>)



第Ⅱ部「対馬盗難仏像返還問題についての考察」

第Ⅱ部は「対馬盗難仏像返還問題についての考察」と題して3人が報告。最初に対馬出身の倭寛司東洋大学アジア文化研究所客員研究員が「対馬から見た仏像盗難問題の歴史的背景—考古資料を中心に—」と題して、事件が起きた対馬の歴史的な位相を解説。『魏志倭人伝』、『海東諸国記』の記述を紹介しながら古代から中世に至る朝鮮と日本の間に位置する交流の中継拠点、近世・朝鮮通信使の経由地、近代の軍事拠点としての対馬の地政学的な系譜、敗戦後のマッカーサーラインによって朝鮮半島と分離させられた戦後までの歴史を概観、次いで報告者自身が関わった三根遺跡や周辺の墓地や神社、遺跡の分布、遺跡出土品、天道祭祀遺跡を紹介。「過去」の現代的活用を通して未来に紡ぐ考古資料や文化財の意義を指摘した。

(*参照 『境界の考古学—対馬を掘ればアジアが見える』)

風響社・2008年、『考古学ジャーナル5月号・特集:対馬の考古学(最前線)』ニューサイエンス社・2019年)

次に現在釜山に暮らす廣瀬雄一元名護屋城博物館学芸員が「釜山から見た対馬仏像盗難問題」について報告。センシティブな内容なので、以下すこし詳しく紹介する。

「銅造観世音菩薩坐像」盗難問題について見てみれば、韓国政府の立場は一貫した対応は取られていない。朴槿恵前政権時代に返還の方針が検討され、日本側へ返還して浮石寺はレプリカを保管という案もあったとも聞くが、文在寅政権に変わり、前政権の方針は全面的に否定される。韓国政府の政治的判断は、国民の多様な感情を考慮し、簡単にはいきそうにない。



右「観世音菩薩坐像」、左の立像は返還済み(Yonhap)

韓国の司法における争点は、①「銅造観世音菩薩坐像」はどのようにして、韓国から持ち出されたのか? ②高麗時代に仏像を製作した浮石寺と現浮石寺は同一のものか? の2点。韓国の司法は、韓国に運び込まれた経緯もそれが盗品であろうとなかろうと、さして問題にしていない。原告の浮石寺側は、「泥棒は既につかまって刑に服しているので盗難問題自体は解決済み」という立場。日本側の視点と大きく異なり、日本側の「文化財の移動の正しい在り方」という主張に対しては、「韓国から不当に盗まれたものが、再び日本から窃盗者らによって韓国に帰ってきた。韓国の寺と信者はそれを喜んでいる」として、対馬の観音寺と対馬市民の痛みは管轄外であるかのように、文化財保護法を盾に意図的に触れようとしない。

韓国の文化財保護法はたくさんの文化財が国外に流失したという歴史的な背景から、ドイツと並び極めて厳しい規定があり、文化財の輸出を原則禁止している。仏像は1973年に長崎県の有形文化財に指定されているが、今後韓国文化財に指定される可能性もある。異例の日韓両国による二重指定となり、問題は一層複雑になるだろう。

ユネスコ条約(第7条)では明らかに日本が有利。韓国側は、ユネスコ条約違反を国際的に指摘されても、1万6千点以上存在する日本に所在する韓国の文化財の早期返却を求め、「銅造観世音菩薩坐像だけを盗品として一方的に日本に返却する事は不平等」と主張する可能性が高い。

韓国の一般市民の意見は大きく二つに分かれ対立している。「泥棒は、泥棒だ。直ちに仏像は日本に返すべき」「泥棒の行為を正当と認めたら、今後文化財について日本を批判することと、文化財返還交渉が困

難になる」という主張と、「元々仏像は韓国のものだ」、「倭寇や文禄・慶長の役、日本帝国主義による植民地時代に、貴重な韓国の文化財がどれだけ日本に奪われたのか。返すなど韓国人として納得できない」「一度日本に返したら、日本人は絶対韓国に返さない」というものに分かれる。「返す」「返さない」という質問への回答は6対4くらいで、「返さない」とする人は実際には少ないが、知識人も含めて率直に「返すべき」とは言い出しにくい雰囲気がある。判決を固唾をのんで見守っているのが現状。文大統領も判決と歩調を合わせて、日本への返還に反対の立場だろう。そうした現状と反省をふまえて、韓国の声なき声を拾いながら、幅広い市民集会をソウルで開催することを提案したい。

日本側も、<日本にある韓国の文化財は、かつて世界は帝国主義の中、世界中の珍しい物を略奪して自国に持ち込み展示し、これを見る国民は、諸外国からの珍奇な財宝である文化財を鑑賞した。それをまねて個人でも文化財を買いあさりコレクションとし、その過去の遺物が現在、先進国といわれる国々に取り残されている>という事実がこの問題に大きな影を落としていることを認識すべき。

個人的には、仏像は対馬に返還し、新設の対馬博物館に展示し、韓国が文化財に指定する場合は4年に1回韓国に帰して、韓国文化財庁が対馬博物館に貸し出す形にしてはと考える。観音寺と浮石寺が姉妹関係を締結、韓国の博物館と対馬博物館が遺物の交換協定を結び、総合的な交換展示の中で仏像が活用されることを強く願う。「未来における国際的な文化財の管理・活用に係る提案」も行いたい。

戸塚悦朗弁護士(元龍谷大学教授)は「国際法から見た仏像盗難問題と今後の課題」の題で、<1905年「保護条約」の不存在説と文化財返還の举证責任転換>について報告した。現在の国際法一般の視点だけでは、日韓・日朝間の文化財問題を解くことは困難で、国際法も国内法も、脱植民地の流れに追いついていない。新たな枠組み・発想での、条約や協定、国内法整備・立法が必要ではないかと指摘。2018年の韓国大法院の徴用工判決に注目し、「植民地支配の不法性」を文化財にどう適用するかを検討すべきとした。1905年日韓保護条約(第二次日韓協約)の存在を楯に日本側は植民地支配の合法性を主張してきたが、原本にタイトルがなく、批准書に皇帝の署名もない。1906年に大韓帝国皇帝は、条約を承認していないとの公文書を発出している。植民地支配の根拠となる条約が不存在、不法、無効だったとすれば、文化財持ち出しの根拠がなく、1905-45年に搬出されたものの返還については、举证責任を転換して考察すべきで、日本側が搬出の合法性を立証できなければ、原則として返還するのが適当と結論付けた。

(*参照 『歴史認識と日韓の「和解」への道』日本評論社・2019年、<http://japanese.korea.net/NewsFocus/Column/view?articleId=183574>)

第Ⅲ部「訪朝報告」

その後、第Ⅲ部として「訪朝報告」を五十嵐彰世話人がスライドを使って行った。<*8頁参照>

【報告】 連絡会議世話人らが初訪朝。平壤・開城を訪問、関係者らと交流

2019年4月30日から5月7日まで森本和男、五十嵐彰、長澤裕子（東京大学特任講師）、有光健の4人が朝鮮民主主義人民共和国を訪問、平壤・開城の文化財や関連施設を見学・視察し、関係者と交流した。連絡会議世話人らの訪朝は2010年の発足以来初めて。（受入＝対外文化連絡協会）

万景台、主体思想塔、朝鮮革命博物館など一般的な見学コースのほか、平壤では楽浪13号墳と14号墳、大同門と平壤鐘、練光亭、大城山、安鶴宮跡、龍山日本人埋葬地などを見学・視察した。社会科学院民俗学研究所孔明星（コン・ミョンソン）所長（2014年刊『日本の朝鮮文化財略奪史』著者）、同考古学研究所孫秀浩（ソン・スホ）所長、朝鮮歴史学会曹喜勝（チョウ・ヒソン）会長、朝鮮日本軍性奴隷・強制連行被害者問題対策委員会朴京日（ハク・キョンイル）委員長らと面談、意見交換した。開城では、高麗博物館（成均館）、敬孝王陵（恭愍王陵）、王建王陵、満月台、南大門と旧演福寺鐘、善竹橋と表忠碑などを見学、板門店も訪問して38度線を体感できた。



楽浪13号墓（石巖里・平壤近郊）

主要な課題についての報告とまとめは以下のとおりだが、その後、新型コロナの世界的大流行が、今後の交流の新たな障壁として急浮上してきてしまった。

【文化財返還問題】

日朝首脳会談が開かれて、過去清算の課題の一つとして日本にある朝鮮文化財の返還問題が浮上することは確実とみられるが、社会科学院幹部研究者らによれば、朝日交渉再開をふまえて、文化財返還問題を提起する準備はかなり整っているとのこと。今回韓国国外所在文化財財団が発行した黄壽永編『日帝文化財被害資料』復刻版を持参したが、今後も情報提供を要望された。

【学術・文化交流・協力の可能性】

1990年代後半以降途絶えている学術交流も再開したい。日本政府が共和国の研究者の入国を許可しない姿勢が障壁だが、とくに文化財・考古学の分野は、朝・日・南・北、在日含めた共同研究・調査が不可欠との共通認識を確認。国交樹立前でも学術・文化面での民間・市民レベルの交流は可能で、工夫してできるところから実現すべきとの考えを共有した。

共和国の文化財を知る国際的なワークショップ開催も検討してほしいとの要望もあった。（中央歴史博物館改装、楽浪博物館開館後に可能性を検討予定）



31代敬孝王陵（恭愍王陵、開城）



仏日寺五重石塔（高麗博物館・開城）



旧演福寺鐘（南大門・開城）

今後の交流への提言として、以下を挙げておく。

① 《学術・文化交流の再開・活性化》

文化財に限らず、近年停止していた学術・文化交流の再開を強く提起したい。日本政府による入国禁止措置、渡航自粛勧告を解除し、国交樹立前でも人的交流、学術・文化交流は奨励すべきである。大学・研究機関・市民団体などで具体的なプログラムを立てて、相互交流を準備、実現すべきである。20世紀前半に朝鮮半島から日本に持ち出された文化財についても、まず日朝協力して調査を行い、実情を把握した上で、返還に向けての筋道を合意の上で明らかにすることが望ましい。

② 《人道問題としての遺骨返還事業の早期実施》

③ 《戦後補償・過去の清算早期実現》

④ 《交流促進のため、直行便などの整備と訪問費用削減の努力》



大城山から見た安鶴宮跡（平壤）

＊帰国後、東京大学、大阪経済法科大学、早稲田大学などで報告を行った。また、以下にも報告が掲載された。

●五十嵐 2019「ピョンヤン（平壤）とケソン（開城）を訪ねて文化財返還問題を考える ―「想像力」と「強さ」―」『共に歩む』第123号、障がいを負う人々・子ども達と「共に歩む」ネットワーク・会報：7-13。 <文責・有光>

文化財返還を拒むものは、何か？

五十嵐 彰

1. 勅令第 263 号の意味

1946 年 5 月「勅令第 263 号」という法律が公布された（『官報』第 5790 号）。そこでは「昭和三年一月一日以降において、日本軍によって占領された連合国の領土内で日本軍の庇護の下に、学術上の探検あるいは発掘事業を指揮し又はこれに参加した者」が「教職不適格者として指定を受けるべきものの範囲」の「審査委員会の審査判定に従う者」として示されていた。1946 年夏に登呂遺跡の発掘調査を準備していた考古学者たちにとっては、青天の霹靂であったことであろう。

「勅令第 263 号」の内容については、すでに 10 年前に指摘されていた（森本 2010 : 685.）。しかし最近までその意味する重大さに思い至らなかった。「勅令第 263 号」の適用範囲は「連合国の領土内」とされていたが、東亜考古学会をはじめとして満洲国文教部、東方文化研究所、日本学術振興会、東亜文化協議会などによる中国大陆での発掘調査はもとより朝鮮半島における朝鮮総督府による様々な発掘調査についても該当するのは当然であろう。

「1948 年 4 月 2 日東京国立博物館大講堂で、日本考古学協会設立総会が開催され、ここに正式に協会の設立がなされた。藤田亮策先生が、委員長になり、次の 10 人の委員が選ばれた。梅原末治・後藤守一・駒井和愛・八幡一郎・斎藤忠・江上波夫・石田茂作・山内清男・杉原莊介」（斎藤 1998 : 208.）

どう最真目に見ても戦後日本考古学の再出発を牽引した人々の過半数は、本来ならば「教職不適格者」として審査委員会の審査を受けるべき人たちあるいは受けた人たちであった。1948 年の春に「日本考古学」の再出発を期して上野に集った人々は、2 年前に公布された法律の内容をもちろんのこと十二分に承知していたであろう。そして自らがそうした規定に該当することも重々承知しており、いかに適用を回避するか腐心していたであろう。しかしそうした思いを当時はおろか現在に至るまで、明らかにした人は管見の限り見当たらない。あるいは周囲の人たちがそのことを当人たちに指摘し、そのことを後世に伝えたということもなかったようである。「日本考古学史」というジャンルにおいて、「勅令第 263 号」についてはいっさい言及されていない。あたかも法令自体が存在しなかったかの如くである。誰がいつ審査委員会で審査されて、どのような弁明がなされたのか。「日本考古学」の戦争責任を明らかにするために避けて通れない課題である。

2. 文化財返還の前提的認識

植民地から植民地宗主国へ不当に持ち去られた文化財を元の場所に戻すためには、関わる人々を含めて社会がある一定の基本的な共通理解に達しなければ、本質的な問題解決には至らないであろう。以下の 3 点は、戦利品を当然とするような社会感覚を克服して、エシカルな社会を構築するために最低限必要な前提的な認識と考える。

第 1 : 植民地支配下で行われた発掘は、不当な発掘である。

勅令第 263 号によって示されたように植民地だけではなく、軍事的に制圧した占領地についても、もっと広く言えば圧倒的な力を背景にして、発掘地に関わる現地の人々の合意を得ることなくなされたあらゆる行為について該当する。

第 2 : 不当な発掘によって得られた資料は、不当な資料である。

考古学的な発掘調査による考古資料だけでなく、民族資料も文献資料もそして遺骨についても不当な行為によって得られたあらゆる資料に該当する。

第 3 : 不当な資料であることを明示することなく不当な資料を用いた研究は、不当な研究である。

同様に不当な資料であることを明示することなく保管し展示している博物館・美術館などの展示施設は、不当な施設である。

私がここで用いている「不当」という語は、道義あるいは道徳ないしは倫理に反するという意である。第 1 段の命題を起点に第 2 段を経て第 3 段に至るのは、脱植民地主義（ポストコロニアリズム）の立場から私にとっては論理的な必然である。しかし第 1 段の命題を認めない（認めたくない）人たちにとっては、第 2 段はもちろんのこと第 3 段の帰結も理解が困難であろう。あるいは第 1 段および第 2 段までも容認しても、第 3 段については様々な態度表明が有り得よう。

同じく遺跡を調査して得られた資料であっても、得られた時の状況・経緯、すなわち植民地支配下で得られた資料なのか、それとも解放後に得られた資料なのかで、その取り扱い、資料に対する対し方は異なっていくべきであろう。極端なことを言えば、ある考古資料の上半分は植民地支配下で得られた資料で、下半分は解放後に得られた資料である場合に、その接合された資料を他の多くの同一の経緯によって得られた接合個体と同じように取り扱えば、それは資料の取り扱い方として不適切と言わざるを得ない。

異国の貴重な文化財について、2 種類の異なった情報開示が必要なことを述べた（五十嵐 2019 : 22.）。すなわちその「くもの」が作られた時代や場所、サイズや材質などその「くもの」自体に関わる基礎的な情報と、その「くもの」が今ある「場」にもたらされた経緯、誰がいつどのように入手したのかといったその「くもの」が今ある「場」に至った由来に関わる情報である。異国の文化財については、常にこうした 2 種類の情報が意識されなければならない。異国の文化財には、常にこの 2 種類の異なる「過去」がまわりついている。由来情報を考慮することなく、ただ基礎情報のみを操作することは、学術倫理上問題があるというのは、アイヌ遺骨を巡る学界動向を見るまでもなく、一般的な共通理解となりつつある。現在の日本社会において、アメリカ大陸やアラビア半島の考古学と中国大陆や朝鮮半島の考古学を同列に論じることはできないの

である。研究対象とする資料の歴史性を考慮することなく、学術上の客観主義を装うことは道義上許されないだろう。しかし植民地支配下で得られた資料を対象とした論考でありながら、その資料がどのようにして得られた資料なのか、その歴史性について一切言及することなく、資料の記載や分類・分析だけが淡々と述べられている論考がある。いや「日本考古学」では、むしろそうした論考が大多数であると言っていいのではないだろうか。

3. 「日本考古学」の最前線

最近、「この1冊で日本考古学を一望する」と謳う論集が刊行された。そこには「外国の考古学」と称された箇所があり、研究対象地域ごとにいくつかの論考が掲載されている。以下は、その「朝鮮半島」と題する論考中の文章である。

「最後に、戦時中の朝鮮古蹟調査関連では、国立中央博物館や国立慶州博物館などで資料の整理や報告書作成が進められており、長らく日の目を見なかった発掘調査報告書が韓国人の手によって刊行されている。また慶州金冠塚など、戦前に発掘調査が実施された古墳の再発掘も行われている。当時の調査・研究については負の側面が強調されることも多いが、学術的・客観的な評価がなされることを期待する。」(井上 2018 : 186.)

筆者が「期待する」のは、誰に対してなのだろうか？ 文脈からすると「韓国人」の研究者に対して「学術的・客観的な評価」を「期待」しているようだが、果たして「日本人」研究者はどれほど「当時の調査・研究について」「負の側面」を「強調」してきただろうか。他者であるかつての被植民地住民の後継者に対してその学術行為の「正の側面」を求める前に、植民地帝国住民の後継者である自らが研究対象に内包する「負の側面」をより明らかにすべきではないだろうか。

あるいは「中国」と題して記された文章である。「日本における中国考古学研究は1980年代以降の日中交流の新たな動きによって想像以上に速いスピードで中国との距離を縮め、多くの共同研究や発掘調査によって大きな成果をあげてきた。また、中国の考古資料が国内に一定数存在するという優位性を活かし、実物に即した詳細な研究も着実に積み重ねることができた。」(角道 2018 : 172.)

「中国の考古資料が国内に一定数存在する」のは、なぜなのか？ 筆者は「一定数存在する」に至った経緯についてはいっさい不問に付し、ただ存在することの「優位性」のみを肯定的に評価する。自らの現在性を形成した過去性に対する深い認識なしに、自らの行う営み(研究)を適切に位置づけることはできないだろう。その役割を担うのが、「歴史」なのではないか。

不当な発掘によって得られた不当な資料についても、その扱い方については様々な立場が有り得る。

「日本の各大学や博物館などにおいて依然として収蔵されている植民地考古学の一次資料は、日本の大陸侵略による負の遺産ということが出来るが、一方でこうした一次資料を今日的な学問水準から再調査や再分析する価値は十分に存在している。日中の考古学的交流が活発化している中、こうした資料から新たな学問的な成果を出すことが中国考古学への貢献をなす

ことに繋がるであろう。さらに、複雑な国際状況の中で東北アジアの歴史復元における科学的な資料を提供するものであり、こうした一次資料を基にした再調査や再研究は日本人研究者の責務の一つと考えられる。」(宮本 2017 : 16.)

ここで述べられている姿勢は、先に示した第2段の認識すなわち戦時期に占領地から日本にもたらされた考古資料が「不当な資料」であることを確認した上で、返還には言及せずに「日本人研究者」は「不当な資料」を用いた調査や研究を行なう「責務」があるとする。何をもって第1の「責務」とするかといった点で、立場が異なるわけである。こうした日本国内に「不当な資料」が存在することをもって自らの「優位性」とし、「不当な資料」の「再調査や再研究は日本人研究者の責務」と位置付ける認識は、持ち去られた資料の現地の人びととどれほど共有可能だろうか。そうした独善性に遅ればせながら気づいたことの表明が、アイヌ遺骨の返還に至った長い苦闘の歴史なのではないだろうか(東村 2006、加藤 2015、北海道アイヌ協会・日本人類学会・日本考古学協会 2017 など)。

何を「優位」とし「正(プラス)」とするのか、何を「劣位」とし「負(マイナス)」とするのか、その隔たりは想像以上に深い。隔たりを完全に埋めることはできなくても、隔たりの存在を認識し少しでも近づける努力なしに、今に継続する社会のそして自らの植民地主義を克服することはできないだろう。

4. 「日本考古学」の刻印

近代科学の一員として形成された考古学は人類学とともに、近代という時代に広く蔓延した植民地主義的な発想(オリエンタリズム)が深く刻まれることになった。旧植民地宗主国で形成された「日本考古学」についても、同様であることは誰もが認めざるを得ない。しかし多くの研究者は、その刻印を直視することなく、目を背けている。植民地考古学とその帰結である文化財返還問題は、「日本考古学」の脱植民地化(ポストコロニアル・ムーブメント)において避けて通れない必須のプロセスである。

文化財返還という問題提起に対して、関係者はどのように対応を示すのかが問われている。無かったことにするのか、棚上げして先送りするのか、蓋をして我関せずとするのか、それとも自らの存在自体が問われていると受け止めて、少しずつでも問題解決に努めるのか。私たちは、自らが関わる学問が形成期に負った刻印、他民族を支配したという植民地支配の歴史にどのように向き合えば良いのだろうか。「日本考古学」に関係する全ての研究者が、自らの答えを用意しなければならない。

「イギリス、フランスなど、一般に過去に他民族を支配した宗主国は、過去の被支配民族を含む多民族社会を形成している。自己の支配の代償を、そのような形で引き受けているとも言える。もちろん、これらの諸国において、現代でも不当な差別が存在していることは言うまでもないが、少なくとも、建て前はそうなのである。過去に帝国主義支配を行なった諸国の中で、日本だけは、第二次大戦後において単一民族国家意識による国家形成を行ない、在日朝鮮人など旧植民地出身者を社会の平等な成員として遇してこ

なかった。」(徐 2010: 232-233.)

脱植民地化の過程において<ひと>と<もの>が同じ構図であることが、良く分かる。

【文献】

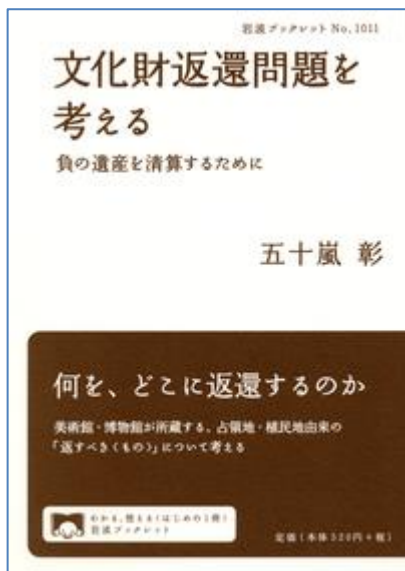
- 五十嵐 彰 2019『文化財返還問題を考える ー負の遺産を清算するためにー』岩波ブックレット No.1011
井上 主税 2018『朝鮮半島』『日本考古学・最前線』日本考古学協会編: 174-188.
角道 亮介 2018『中国』『日本考古学・最前線』日本考古学協会編: 165-173.
加藤 博文 2015『アイヌ考古学とパブリック考古学』『季刊考古学』第133号: 72-75.
斎藤 忠 1998「初代委員長藤田亮策先生を憶う」『日本考古学』第6号、特集 日本考古学の50年: 208-209.

- 徐 京植 2010『植民地主義の暴力 -「ことばの檻」から-』高文研
東村 岳史 2006『戦後期アイヌ民族一人関係史序説 -1940年代後半から1960年代後半まで-』三元社
北海道アイヌ協会・日本人類学会・日本考古学協会 2017『これからのアイヌ人骨・副葬品に係る調査研究の在り方に関するラウンドテーブル報告書』
(<http://archaeology.jp/wp-content/uploads/2017/05/dc163de9d75c26bfb9452b3db6526dfe.pdf> 2020年3月27日確認)
宮本 一夫 2017「日本人研究者による遼東半島先史調査と現在 -東亜考古学会調査と日本学術振興会調査-」『中国考古学』第17号: 7-19.
森本 和男 2010『文化財の社会史 -近現代史と伝統文化の変遷-』彩流社

書評 五十嵐 彰著『文化財返還問題を考える 負の遺産を清算するために』

(岩波ブックレット No. 1011、2019年)

宮 瀧 交 二



■はじめに ―世界でもきわめて特異であった

近代日本のコロニアリズム―

今日、「文化財返還問題」と言えば、広義には、実に様々な時代の様々な国・組織・個人による様々な文化財の略奪と返還に関する諸問題を指している。エジプト政府が、イギリスの大英博物館が展示しているロゼッタストーンの返還を求めている問題などは、広く知られているところである。そのような中、著者は「はじめに」において、本書で言及する「文化財返還問題」は、「主に植民地期・戦時期に本国の組織・人々が当時の圧倒的な力の差を背景に植民地あるいは占領地の人びとの同意を得ることなく不当に本国に持ち去った文化財を、「あるべき〈もの〉」をあるべき〈場〉へ」という原則に基づいて、本来のあるべき状態に回復する運動」と限定的に再定義し、同時に「文化財」も、本書では①主に植民地や戦時期に朝鮮半島や中国大陸から日本に不法・不当にもたらされた「略奪文化財」と、②アイヌ・琉球(沖縄)の人びとの墓地から遺骨と共にもたらされた「副葬品」に限定することを確認してから本題に入っている。

ここで著者の説明に補足しておきたいのは、近代日

本のコロニアリズム(植民地主義)は、世界でもきわめて特異であったという点である。既に日本近代史研究者のテッサ・モーリス＝スズキが述べているように、大日本帝国のコロニアリズムは、大英帝国をはじめとする欧米諸国のそれとは異なり、「近隣地域に拡大した帝国」であり、「文化や歴史をある程度共有する人々への支配」だったのである(『朝日新聞』2016年8月27日朝刊記事「戦後の原点／突然の帝国解体 戦後の生産に影響 歴史学者 テッサ・モーリス＝スズキさん」)。この点において、日本近代のコロニアリズムの清算は容易ではないであろう。

■今、本書が刊行されたことの意義

今日、国内の主要都市には複数の博物館や美術館(以下、特に断らない限り美術館や自然科学系の博物館も含めて「博物館」とする)が存在し、郊外の多くの観光地でも様々な「博物館」が観光客を集めている。こうした「博物館」の展示資料・作品の中には、実は本書で指摘されている東京国立博物館の「小倉コレクション」をはじめとして、前掲の「略奪文化財」も少なくないのだが、観覧者の持つ関心が、こうした展示資料・作品が抱えている帰属の問題にまで及んでいないこともまた事実である。「文化財返還問題」の解決に向けては、こうした「博物館」ファンをはじめとする多くの市民に、様々な機会・媒体を通じてこの問題の所在を周知することが先決である。しかしながら、このような取り組みが十分に行われておらず(その責任は市民や学界にもあるが、「略奪文化財」を所有している「博物館」や、旧帝国大学等の研究機関の責任放棄は看過出来ない)、多様な取り組みを展開することが急務となっている。そのような中、先駆的な業績である荒井信一『コロニアリズムと文化財―近代日本と朝鮮から考える』(岩波書店、2012年)の刊行から7年が経過した今、廉価でハンディな形態を真骨頂とする岩波ブックレットという媒体を得ての本書の刊行は、まさに時宜に合った待望の一書と言えよう。ちなみに本書の目次は、以下のとおりである。

はじめに

- I 戦後処理としてはじまった日本の文化財返還
 コラム 1 小倉コレクション
 コラム 2 利川五重石塔
 - II 国際法と先住民族
 - III 負の遺産から正の遺産へ
 コラム 3 朝鮮王室儀軌
 コラム 4 楽浪墳墓出土品
- おわりに

一見して明らかなとおり、前掲の①（植民地や戦時期に朝鮮半島や中国大陆から日本に不法・不当にもたらされた「略奪文化財」の問題）については第Ⅰ章で、また、②（アイヌ・琉球（沖縄）の人びとの墓地から遺骨と共にもたらされた「副葬品」の問題）については第Ⅱ章で言及されている。加えて第Ⅲ章では、著者が兼ねてから関心を抱いていた問題、すなわち文化財を略奪するという行為が何故行われるのかという問題が分析され、文化財を奪った側と奪われた側のそれぞれの心理分析が試みられている。その上で著者は、「奪われた文化財を取り戻すということは、奪われた過去を取り戻すことを意味」（p. 41）すると述べ、文化財を「奪われた側にとって文化財の返還（回復）は、民族の心を取り戻す運動です。奪った側にとって文化財の返還は、人間の心を取り戻す運動です」と結論付けている（p. 48）。この、両者にとって文化財は、失われた「過去」の記憶であり、失われた「心」であるとする著者の主張は、読者の心に深く刻まれることになると思われる。

■遺された課題

最後に、本書を一読しての課題を列記し、書評の責に代えさせていただきたい。

先ず、先にも触れた本書が対象としている「文化財返還問題」の範疇の問題である。本書では、岩波ブックレットという紙幅の制約もあり、「文禄・慶長の役」や「倭寇」による文化財の略奪は対象外としているが（p. 4）、やはり、前掲のようにこうした問題の所在を広く周知していくためには、機会を改めて、世界の具体的な事例を紹介・解説し、本書が取り上げた「文化財返還問題」が決して特殊な問題ではないことを強調する必要がある。本書でも紹介されているボストン美術館所有の「休息するヘラクレス」（p. 20）のような具体的な事例（例えば、ナチスの略奪文化財の返還運動の現状等）を更に追加して、こうした世界的な動向の中に、日本が取り組むべき問題として、著者の言う「文化財返還問題」を位置付けた方がより効果的であろう。

なお、第Ⅱ章で言及されているアイヌの遺骨等の返還問題（p. 34～36）に関して、本書で著者は明快かつ具体的な結論を提示していない。やはり紙幅の関係なのかもしれないが、私が著者を代弁するならば、本書で言及されている諸資料は、やはり即刻、アイヌの手許に返還されるべきものであろう。

ところで私が関わっている文化財保存の活動や、博物館学の領域では、「資料の現（原）地主義」がその根幹に存在し、重視されている。「資料の保存（保全）は原則的には現地保存（保全）がもっとものぞましい」

（千地万造「Ⅱ博物館資料とその収集 2 博物館の資料収集 B 資料収集のあり方」『博物館学講座 第5巻 調査・研究と資料の収集』雄山閣出版、1978年）という考え方である。「文化財返還問題」とは、まさにこの「資料の現（原）地主義」の問題であり、今後は著者のみならず、全国の自治体・学校・研究機関・「博物館」と、そこに関わる人々が、問題解決に向けて早急に取り組みを開始するべきである。

いずれにしても、ここに掲げた諸課題は、決して著者個人の課題ではなく、私たちが共有する課題であることは再確認しておきたい。

■まとめにかえて —科学運動は市民の目に触れるところで（市民に届いていない学界の問題意識）—

かつて私は陵墓公開運動のシンポジウムの討論の席上、「（前略）やはり私たちは、学会レベルで国を相手にしたいいろいろな問題ととり組む一方で、学界のもつ社会的使命として市民に向けてどういうことをしていくかということがあります。（後略）」（「陵墓限定公開」30周年記念シンポジウム実行委員会編『「陵墓」を考える』新泉社、2012年）と発言したことがある。こうした、学界の問題意識が市民に届いていないという現状については、今から四半世紀以上も前から懸念されているところであり、例えば安丸良夫（日本近代史、故人）は、「国民の現実意識と歴史研究者の仕事の内実との間に大きな懸隔があり、歴史研究の成果は、それを支えている問題意識や方法から切り離されて、消費市場で切り売りされているというのが現状であろう」（安丸「日本史研究にもっと論争を！」『図書』11月号、岩浪書店、1993年）と述べている。

また今日、街の書店や、インターネット上には、根拠となる資・史料の批判が軽視され客観性を著しく欠いた「トンデモ史観」本や同様の見解が氾濫している。その背景には、市民が「読者」から「書き手」へと立場を転じた IT 社会の到来があるのだが（『朝日新聞』2019年11月26日夕刊記事「現場へ！ だれでも作家地獄の予兆 もうすぐ終わる紙の本 2」）、このことは、裏返せば研究者の仕事が量的に乏しく、また先の安丸良夫の指摘のように学界の問題意識が市民に届いていないということに他ならない。日本中世史の莫産勇一氏は、こうした「トンデモ史観」本と正面から闘っているが（『陰謀の日本中世史』角川新書、2018年）、敬意を表したい。

いずれにしても、その意味において、全国の主要書店に常備され手頃な価格で手にすることが出来る岩波ブックレットに本書が加わったことは、まさに慶事と言わざるを得ない。本書を嚆矢として、二の矢、三の矢が間髪を容れずに放たれることを期待して止まないところである。

本稿は、2019年12月7日に日仏会館で開催された韓国・朝鮮文化財返還問題連絡会議 12月例会における同名の報告に加除筆したものである。当日、貴重な御意見をお寄せ下さった参加者の方々に記して感謝したい。

（大東文化大学文学部歴史文化学科教授）

本の紹介

仲尾 宏著『京都の渡来文化と朝鮮通信使』（阿吽社、2019年） 陳 大 哲



「京都は日本人の心のふるさとである」という意見に反論を呈する人はいないであろう。京都らしきもの（京料理、京の街並み、芸者、弁柄格子、祇園祭など）＝純日本文化＝日本人の心のまほろば＝日本文化のエッセンスとして考えて当たり前だが、著者はあえて次のように問題点を提示する。「千数百年にわたってこの地に蓄積された文物の厚み、文化の重層性はあまりにも深く、膨大で、それを解きほぐしつつ、新たな視座を作り出す」。つまり海の彼方をベースにした京都文化の基層を織りなしているタテ糸とヨコ糸の圧倒的な多文化性と複合性を異文化間の「交流」、とくに朝鮮半島との関係の中で見事に創られたことをスペクトルに解釈してみせた。そして文化的相対主義の視点に立って、「独自の叡智を備えた純粋の日本人が、独力で純粋かつ万邦無比の日本文化（エッセンス）を日本というこの列島で醸し出してきた」という偏屈した文化観を検討しなおす作業であることを明確にしている。著者のようなプロセスを経て初めて歴史とともに蓄積されてきた京都（日本）文化の重層性と独自性が確保できたことを実証的にそして見事に示してくれている。

取り上げられたテーマ、項目は以下のとおりである。

プロローグ 祇園祭—インタナショナル祝祭：祇園社とカミ・スサノオと牛頭天王・京の町衆の真夏の祝祭・「動く美術館」

I. 中国・朝鮮文化の受容と発展＜古代～中世＞

1. 風土記の世界と渡来人＜飛鳥時代＞：賀茂氏と秦氏の伝承・「帰化人」よ、さようなら・秦氏の本拠地と太秦・広隆寺と弥勒菩薩像・山背は渡来人の沃野
2. 平安京をつくった人びと＜奈良～平安時代初＞：平安楽土・万年春の実相・高野新笠と長岡遷都・

再遷都と桓武のブレーンたち・長安の都と平安京

3. 王城鎮護の新思想—天台と真言＜平安時代前期＞：天台と比叡山の二つの顔・真言密教の異国ぶり・三国伝来の釈迦端像
4. 平安文化と大陸文化＜平安時代中・後期＞：菅原道真の虚像と実像・外交上必要だった漢字・柴部部の中国古典教養・枕草子と和漢朗詠集
5. 日宋貿易と五山文化＜平安時代末期～鎌倉時代＞：平家政権の日宋貿易・栄西と天下第一の茶・渡来僧—山一寧とその弟子たち
6. 室町文化と東アジア世界＜南北朝・室町時代＞：金閣の美と日本国義満・朝鮮王朝との通交と通商・唐物莊嚴の世界

II. 西洋との出会い・朝鮮との新たな交流＜近世～近代＞

1. 南蛮人と京都＜安土桃山時代＞：鉄砲と神の文化大革命・宣教師の見た京都・慶長年間の南蛮寺復興・庶民に及んだ西洋文化
2. 海外雄飛—角倉了以・素庵の仕事＜安土桃山時代＞：角倉船と東南アジア・中国に倣った河川開削・茶屋四郎次郎家の場合
3. 秀吉の朝鮮侵略の悲慘と遺産＜安土桃山時代＞：「耳塚」残酷物語と儒者姜沆・藤原惺窩と朝鮮朱子学・朝鮮被擄人の伝えた技術・戦乱の遺品いろいろ・楽焼と一閑張
4. 善隣友好の朝鮮通信使＜江戸時代＞：復交の舞台と京都・伏見城での聘礼挙行・対馬以酊庵輪番僧と京都五山僧
5. 泰平の時代の海外と京都＜江戸時代＞：幻の「鎖国」体制・山門の内は明代の中国・西陣織と朝鮮問屋・琉球使者の京都入り・オランダ使節と殿上衆
6. 文明開化の京都＜明治時代＞：「御一新」と明治天皇・取り残された京都の課題・山本覚馬とその思想

エピローグ 東アジアと京都—多文化共生を目指して
内外文化集積の地・日本の文化ターミナル・単一民族史観の克服

著者の考察は、京都（日本）の繁栄と文化的・社会システムの集積地として京都が君臨できたのは、チャレンジ精神と異文化（文明）へのアクティブなプラグティス（実践）にあった、と要約できよう。京都は朝鮮半島や中国といった東アジアにとどまらず、南蛮はもちろんのこと、ほぼ世界的規模に連なる文化の担い手となった。詳細には貿易（経済）のみならず、国際政治、宗教（仏教美術・経典・儒教思想など）、漢字や神話にいたるまで総合的異文化間コミュニケーションの生きた実践の場となったのだ。それらを積極的な受け入れ再創出することによってオリジナリティとクオリティ豊かな「京都文化」を創り上げることができた。単一民族史観や狭小なナショナリズムでは決して成し遂げることのできない、多文化と他者との真摯な交流と共存が底辺に力強く生きつつある京都（日本）だからこそ可能であったと、私（陳）は受け止めている。

* 四六版・248頁 1,800円＋税

2012年に対馬から2体の仏像が韓国に持ち出され、そのうち海神神社にあった銅造如来立像は2014年に返還された。だが、もう1体の観音寺にあった観世音菩薩坐像がまだ韓国にある。観世音菩薩坐像に対して、韓国忠清南道瑞山市(ソサンシ)の浮石寺(プソクサ)が所有権を主張し、韓国政府を相手に仏像引渡しの訴訟を起こした。大田(テジュン)地方法院の2017年の判決によると原告勝訴となり、浮石寺の所有権が認められた。敗訴した被告の韓国政府は控訴し、現在高等法院で審理中である。観世音菩薩坐像の所有権をめぐり、裁判所だけでなく、日本と韓国の社会でも大きな議論となっている。

対馬仏像問題について連絡会議としては、とにかく盗難された仏像を一旦日本に戻し、改めて協議して対立や相互不信を回避すべきだという意見を2013年に「対馬の仏像盗難問題に関する私たちの見解」(本誌No. 2)によって表明した。2018年には大田高等法院へ「要望書」(本誌No. 7)、「対馬・観音寺の金銅観世音菩薩像盗難事件の現状についてのコメント」を提出した。さらに韓国の裁判所の判決だけで問題解決とするのではなく、広く一般市民や専門家たちと討論する場が必要と感じられたので、2018年11月に釜山ワークショップを開催した(本誌No. 8)。

遅らせながら昨年、現地の人たちの意見を聴く機会をもうけた。まず、6月15日の連絡会議公開シンポジウムに対馬出身の考古学者である俵寛司氏をお招きして、対馬の現状などをうかがった。そして秋に現地に行き、関係者との会談や、観音寺や海神神社などを見学する企画をたてた。

2018年10月に韓国大法院が、日本企業に元徴用工らへ賠償を命じる判決を下した。以来日韓関係は一層悪化し、来日する韓国人観光客が激減した。とくに対馬にとっては計り知れないほどの甚大な影響をあたえた。対馬市の人口は約3万人で、そこに2018年には約41万人の韓国人観光客が訪れていた。観光消費も多大で、島にとって観光は不可欠な産業である。

しかし日韓関係の悪化で、対馬の韓国人観光客数は2019年7月に前年同月比で4割減の約2万人、8月に8割減の約8,000人、9月に9割減の約6,700人、10月に9割以上減の約6,000人まで落ち込んだ。右肩上がりに急増していた観光客の島内消費額も一挙に激減し、深刻な社会問題となりはじめた。調査に際して、悪化した日韓関係、対馬の地理的特殊性をまず第一に意識せざるをえなかった。

10月11日

対馬調査は2019年10月11～14日に実施し、参加したのは有光健、大澤文護、廣瀬雄一、俵寛司、森本和男の5人である。現地ではNPO対馬郷宿の鍵本妙子氏に案内・同行していただき、大変お世話になった。

初日の11日昼ごろに有光、大澤、廣瀬、俵がフェリーで厳原(いづはら)港に到着。鍵本氏のNPO対馬郷宿のある半井桃水館(なからいとうすいかん)へと向かった。半

井桃水館は、19世紀後半から20世紀初頭に活躍した新聞記者半井桃水の生家跡に建てられたコミュニティ交流施設である。その後美津島町にある対馬市教育委員会に行き、文化財課川辺真由美課長、村瀬達郎課員から対馬の現況、仏像問題などの話をうかがった。続いて厳原の対馬市役所を訪問し、文化交流・自然共生課(博物館建設推進室)町田一仁主幹(前下関市立博物館長)、学芸員小栗栖まり子主事と面談、おもに現在開館準備中の対馬博物館(仮称)について話を聞いた。対馬博物館は、県立対馬歴史民俗資料館を解体・引越して建造される新しい博物館で、今年(2020年)開館予定である。母体となった県立対馬歴史民俗資料館は1977年に開館され、主に対馬宗家文書が収蔵されていた。

夕方に対馬市役所から出て、文禄慶長の役に際して出城として1591年に築かれた清水山城、元寇の文永の役(1274年)で元の軍船が大挙して押し寄せた小茂田浜、石で屋根を葺いた椎根の石屋根を見学した。

一方、森本は空路で午後、対馬空港に到着した。宿泊先の厳原のホテルに向かい、ホテルで対馬市文化財保護審議会小島武博会長と会談した。

小島氏は対馬で生まれ育ち、対馬の歴史・観光に詳しく、対馬芳洲会会長も兼ねている。小島氏におもに仏像問題について尋ねた。市としては2013年2月28日に「仏像盗難にかかる韓国大田地裁の仮処分に対する公式見解について」を出して、返還を求めた。長崎県を通じて外務省に返還の要請を出しているが、現在は静観の状態だ。地元ではあきらめムード。具体的な方針はなく、ただ待っている。地元では地域の信仰が破壊され、社会・コミュニティが破壊された。このまま韓国の所有となると、他の文化財に影響が出るだろう。将来の展望を見ずして所有を考えるべきだと語っていた。

窓口を一本化して外務省に返還交渉を委ねたけれども、外務省や長崎県、文化庁から地元の人たちへ、経過報告などまったく無いようだ。韓国の浮石寺側が住職をはじめ、信徒、研究者、政治家など地元関係者が主体となって活発に関与しているのに対して、日本の対馬側は、外務省が交渉の指導権を握ったまま、地元の人たちは蚊帳の外におかれているような印象を受けた。

10月12日

12日は、午前中に島の中部、美津島町の大船越と小船越、豊玉町の和多都美(わたつみ)神社、観音寺をまわった。大船越には1671年に開通した対馬東西を横切る瀬戸(運河)がある。幕末にロシア軍艦が強引に通過しようとして騒動となり、日本人2名が死亡し顕彰碑が建っている。小船越は陸地の地狭部に舟をあげて通った古い通過地点で、かつて遣唐使船も越えたといわれている。近くに日本最古の寺かとも推測されている梅林寺跡がある。

2014年11月には梅林寺の保管庫から誕生仏1体と大般若経360巻が韓国人によって盗まれ、厳原港で犯人

5人が逮捕された。

観音寺は、問題となっている観世音菩薩坐像があった寺院である。小さな集落にあり、外見は普通の人家のように見える。仏像窃盗犯は、盗む前に数回にわたって下見をしたそうだ。



豊玉町の観音寺

午後は島の北端、上対馬町に向かった。『釜山日報』の元新聞記者で韓国人の崔龍五(チェ・ヨンオ)氏が経営するみどりゲストハウス、塔の首遺跡、豊砲台、韓国展望所・朝鮮国訳官殉難之碑をまわった。

崔氏は20年間勤めた新聞社を辞めて、2013年に移住して開業したそうである。対馬観光や日韓関係について尋ねた。対馬へ韓国人観光客が増えたのは韓国の観光会社が団体ツアーを広めてからで、当初はマナーが悪かった。しかし今は個人客が多い。釜山から高速船で1時間10分で来て旅行費用も1万円と安い。学生・若者向き。また対馬の様子はかつての韓国の田園風景にも似て、ノスタルジックな雰囲気がある。韓国人にとって手軽な外国旅行として人気がある。コンベンションも有望。釜山で対馬の物産展などを行なえば、理解が深まるだろうと語っていた。ゲストハウスには、電動アシスト自転車のレンタ・サイクルが多数用意されていたが、利用する観光客が少ないため、むなしく留め置かれていた。

韓国展望所は島の突端部分、海を越えて釜山まで約60kmの地点にある。建物の外観は瓦葺の八角堂である。天気の良い日には釜山の町並みが望めるそうだが、あいにく当日はガスがかかって町並みは見えなかった。釜山の夜景は見えるかもしれないと、日没後もねばると、いくつかの灯の光がかすかに地平線上に浮かんできた。

韓国展望所に隣接して、朝鮮国訳官殉難之碑がある。1703年に108名乗りの訳官使船が釜山から対馬に向けて出発したが、天候の急変で遭難し、全員死亡した。善隣友好を基底とした国際交流だったとして、海難事故遭難者の慰霊碑が1991年に建立された。

10月13日

13日は午前中に美津島町黒瀬にある観音堂、午後から万関橋、そして島北部の峰町に行き、円通寺、三根(みね)遺跡、井手遺跡、サカドウ遺跡、峰町歴史民俗資料館、海神神社、青梅(おうみ)の海岸・両墓制を見てまわった。

黒瀬は、白村江の戦いで敗北した倭国が唐・新羅の進

攻にそなえて667年に急造した金田城の東側対岸に位置している。当日午前中、地元では、金田城の麓にある大吉戸(おおきど)神社で祭礼が行なわれていた。祭礼が終わり舟で地元の人たちが戻ってきた際に、仏像拝観をお願いした。

黒瀬の観音堂は、銅造如来坐像と銅造菩薩坐像を収蔵・展示しているコンクリート造りの建物である。2体はともに朝鮮で制作された高さ50cm弱の仏像で、如来坐像は8世紀統一新羅時代のもので国の重要文化財、菩薩坐像は12世紀高麗時代末期、市の有形文化財に指定されている。ともに火による被災跡があり、少し変形している。

仏像を管理している黒瀬地区区長の話によると、かつて2体の仏像は海から離れた小さな祠の中に安置されていて、お産の信仰仏、安産の守り神だったそうである。教育委員会の紹介で京都から来た教授が、3D写真から許可なく勝手に如来坐像のレプリカを作製したと怒っていた。親切なことに、大吉戸神社の宝物である弥生時代後期の広形銅矛や、銅鏡、その他の宝物も見せていただいた。調査後に聞いた話では、作製された金色の仏像レプリカが地元で贈られ、本体に並んで安置されていたという。

峰町は対馬北部にあり、中央を三根川が蛇行して三根湾に流入し、西側の海へと通じている。三根川流域には平地がひろがり、縄文時代から中世までの遺跡が多く分布する。三根遺跡は弥生時代から古墳時代の集落遺跡で、弥生時代前期の竪穴式住居3軒と総柱高床式倉庫が確認された。弥生土器にまじって韓半島系無紋土器、楽浪土器が出土し、朝鮮半島や大陸との関係がうかがえる。また鉄の鍛冶工房も推測された。弥生時代における対馬国の存在を想起させる重要な遺跡である。

円通寺は東側の海岸近い峰町佐賀(さか)にある。寺の裏に宗氏一族の墓があり、宗氏の菩提寺だった。対馬宗氏7代の宗貞茂が1408年に筑前から対馬に渡り、屋形を三根郷佐賀に構えた。以来10代の貞国が府中(厳原)に屋形を移すまで60年間対馬統治の府だった。宗氏一族の墓には、中世の墓塔である小型の宝篋印塔(ほうきょういんとう)がならんでいた。無銘のため、誰の墓かは不明である。境内の鐘楼につるされた梵鐘は、15世紀李朝初期に制作された朝鮮鐘で、中国鐘の影響を受け、一般的な朝鮮鐘と形態や模様が異なる。寺の入口には、李朝初期の最初の通信使である李藝(イ・イェ)の大きな顕彰碑が建っている。本尊は13世紀高麗時代の銅造薬師如来坐像であるが、4日後の10月17日に盗まれた。犯人は捕まり、仏像は無事だった。

三根湾から西へ海に出る湾口北側が峰町木坂で、伊豆山がある。かつて八幡大菩薩を祀る八幡宮があり、下津八幡宮(現在の厳原八幡宮)に対して上津八幡宮とも称された。もともと弥勒信仰も盛んで、山腹には弥勒堂遺跡がある。弥勒堂遺跡からは平安時代後期の鏡や磁器が出土した。明治維新の廃仏毀釈で八幡宮から海神神社となり、社殿は西へ海をのぞむ小高い山の中腹にある。

山裾の鳥居そばに建てられた峰町ふるさと宝物館から、2012年に、8世紀統一新羅時代の銅造如来立像が盗まれた。山裾には社務所などの家屋があるが、人影がなく無人状態だった。



海神神社の峰町ふるさと宝物館

峰町ふるさと宝物館はコンクリート造りで、なかに入ると空になったガラス展示ケースが壁側にならんでいた。盗まれた如来立像が安置されていた独立の個別展示ケースもあった。案内板を見ると、仏像以外に木造仮面、僧形神像、木造狛犬、広形銅矛、銅鏡、高麗・李朝青磁、銅鈴、銅碗なども収蔵・展示されていたよ

うで、弥勒堂遺跡の出土遺物もふくまれていたのだろう。2015年に仏像は韓国から戻されたが、現在は開館準備中の対馬博物館にあるらしい。如来立像は、江戸時代まで本尊の阿弥陀如来だった。

10月14日

14日に森本は朝の飛行機で帰った。残り4人は、午前中に厳原町の美女塚、豆酩崎、多久頭魂(たぐずだま)神社、半井桃水館、万松院(ばんしょういん)をまわり、午後のフェリーで帰った。多久頭魂神社にある大蔵経の一部が、2012年に海神神社、観音寺の仏像2体とともに韓国人によって盗まれた。犯人は大蔵経を「神社周辺の野山に捨てた」と供述している。万松院は対馬宗家の菩提寺で、宗家一族の御霊屋(おたまや)がある。

残念なことに今回の調査では、観音寺住職を兼ねておられた西山寺の田中節孝氏に、都合によりお会いすることができなかった。田中氏は韓国を訪問して浮石寺関係者とも面会されているので、仏像問題については是非とも意見をお聞きしたかった。

*年報2017(No.6)7-8頁にも対馬訪問記(長澤裕子)を掲載しています。併せてご参照ください。

報告 「朝鮮半島由来の文化財を考える」

2016年から大阪・京都・奈良で開催された「朝鮮半島由来の文化財を考えるワークショップ」を引き継いで、昨年6月16日東京・上野で「朝鮮半島由来の文化財を考えるワークショップ2019・東京」が開催され、会員も多数参加しました。



午前中は上野の東京文化会館会議室で李素玲さん

東京ワークショップ」開催

(元高麗博物館理事)による「東京にある朝鮮文化財—東博・小倉コレクション」を中心に—と題したレクチャーが行われました。20世紀初頭の「古蹟調査事業」「韓国建築調査」に始まる朝鮮植民地化の中で行われた文化財調査・収集の経緯と問題点を概説した後、東京国立博物館にある小倉コレクション(朝鮮関係は約千点)について、4種の目録を比較しながら紹介・解説されました。午後は、東京国立博物館東洋館5階10室で小倉コレクションを中心とした展示品を一同で鑑賞しました。参加者は40人。報告書は希望者に限定配布中(500円＋送料、事務局で取扱)。

なお、今年は11月7・8日に対馬で開催する予定ですが、コロナ・ウィルス感染の収束が前提です。(有光)

韓国・朝鮮文化財返還問題連絡会議の歩み 2019～20

2019年4月30日～5月7日 世話人ら訪朝

5月1日 年報7号発行

6月15日 第8回総会・公開シンポジウム

7月14日 連絡会議

9月7日 連絡会議

9月28日 連絡会議

10月11日～14日 世話人ら対馬訪問

11月2日 連絡会議

12月7日 連絡会議・合評会

2020年1月25日 連絡会議

*2月以降、新型コロナ・ウィルス感染拡大防止のため合会は開催できず、リモート会議に移行中。

【編集後記】新型コロナ・ウィルス感染拡大対応に伴い、発行が1ヶ月遅れました。例年6月に開催しています連絡会議総会もネット会議になります。公開シンポジウムは年末に開催する方向で模索しています。

【2020年度連絡会議総会の開催について】

新型コロナ・ウィルス感染拡大にともなう自粛措置のため年次総会はインターネットでZoomを使って行いたいと思います。6月20日(日)20:00からの予定です。参加いただける方は、Eメールで事前申し込みをお願いいたします。

⇒ E-mail: kultural_property@yahoo.co.jp

「韓国・朝鮮文化財返還問題連絡会議年報」9号目次

2019-20年の動きと今後の課題	有光 健	1
仏文化財返還レポートから1年	森本 和男	2-6
シボ 報告:世界史の中の文化財返還問題	編集部	6-7
訪朝報告	有光 健	8
文化財返還を拒むものは、何か?	五十嵐彰	9-11
書評・『文化財返還問題を考える』	宮瀧 交二	11-12
本の紹介・『京都の渡来文化と朝鮮通信使』	陳 大哲	13
対馬レポート	森本 和男	14-16
文化財東京ワークショップ報告・連絡会議の歩み		16